

登記事務委託契約書

委託者 群馬県、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、群馬県高崎土木事務所、群馬県安中土木事務所、群馬県藤岡土木事務所、群馬県富岡土木事務所、群馬県中之条土木事務所、群馬県沼田土木事務所、群馬県太田土木事務所、群馬県桐生土木事務所、群馬県館林土木事務所、群馬県上信自動車道建設事務所、及び群馬県下水道総合事務所（以下「甲」という。）と受託者 群馬県公共嘱託登記共同受託体 代表者 公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、構成員 一般社団法人群馬県公共嘱託登記司法書士協会（以下「乙」という。）は次の条項により群馬県県土整備部関係登記事務委託契約を締結する。

（用語の定義）

第1条 この契約書において「社員」、「受託団」及び「受託団責任者」とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 社員 乙の構成員である社員をいう。
- (2) 受託団 乙の実務組織として県内12地区に設けられた組織をいう。
- (3) 受託団責任者 第3条に規定する書類を甲から受領して社員に配分し、社員から登記完了証及び登記事項証明書並びに登記申請書（写）等（以下「登記完了証等」という。）の提出を受けて受託団ごとにとりまとめ、これを甲に提出する各受託団の代表者をいう。

（委託の範囲）

第2条 乙は甲が提出した書面等に基づき、土地の所有権移転登記に至るまでの登記事務を社員に処理させるとともに、登記完了後登記所から登記完了証等を受領させて受託団責任者を通じ甲に提出するものとする。

（委託の手続）

第3条 甲は別記様式1の「登記事務委託調書」（正本1通、副本3通）に必要事項を記入し、次の書面（登記事務委託調書を含め、以下「委託調書等」という。）を添付して、当該土地を管轄する登記所に所属する受託団の受託団責任者に登記事務発生の都度提出するものとする。

- (1) 用地実測図（面積計算表を含む。）及び公図写等
- (2) 代理権限証書（委任状）
- (3) 登記承諾書、登記原因証明情報、印鑑証明書、その他の証明書
- (4) 用紙類
- (5) その他の戸籍関係書類
- (6) 立会証明書
- (7) 基準点成果書又は境界点成果書及びその成果を記録した電子媒体
- (8) 測量に関する報告書

2 当該年度中に完成見込みのないものについては、翌年度再度委託するものとする。

（契約単価）

第4条 単価は別添の「登記事務委託業務単価表」のとおりとし、甲が契約期間中に随時委託する登記事務処理が、第5条第2項に規定する履行期限内に完了した場合に適用する。

2 前条第2項の場合は、当初委託した年度の契約単価を適用する。

（履行期間及び履行期限）

第5条 この契約の履行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 履行期限は次のとおりとする。

- (1) 乙は、社員が委託調書等を受領したときは、第3号に規定する調査・返戻のための期間を経過した日から起算して、別表に規定する期限内に登記完了証等を甲に提出し、その検査を受けなければならない。
 - (2) 乙は、受託団責任者が委託調書等を受領したときは、速やかに内容を調査させ、必要書面を確認の上3日以内に社員に關係書面を配布させ、登記事務委託調書の写しに受託団責任者が社員に配布した日付及び社員の氏名を記入させて1通を受託団責任者に保管させ、1通を7日以内に甲に到着するよう返送させ、1通を登記完了後委託代金等必要事項を記入して甲に提出させるものとする。
 - (3) 乙は、社員が受託団責任者から委託調書等を受領したときは、7日以内に当該書面の内容を調査させるとともに、不備不足のあるときは、別記様式2の「受託事務連絡票」に必要事項を記載したものを添付して甲に返戻させるものとする。
ただし、軽易なものは口頭連絡により処理させることができる。この場合の履行期限は、甲が不備不足を補完して再提出するまでに要した日数を加算して算定するものとする。
なお、社員が属する管内の官公署から交付を受け得る軽微な資料は社員が保管するものとする。
 - (4) 登記所の事務処理の都合により登記完了証等を履行期限内に提出できないときは、登記の日付が履行期限内であるものに限り、乙の申し出により甲がその事実を調査して確認する。この場合の履行期限は、登記の日から登記完了証の提出を受けた日までの日数を加算して算定するものとする。
- 3 前項第1号の検査は、甲が当該登記完了証を受領した日から10日以内に行うものとする。

(委託業務の調査)

第6条 甲は必要と認めるときは、委託した業務の処理状況を調査し、乙、受託団責任者又は社員に対し報告を求めることができる。

(委託料の支払)

第7条 乙は、第5条の規定により登記完了証等を甲に引き渡したときは、毎月分をとりまとめ、翌月15日までに委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(法令遵守及び信義誠実の原則)

第8条 甲、乙両者は關係法令を遵守し信義を重んじ、誠実かつ迅速にこの契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、受託業務の履行にあたり、直接又は間接に知り得た甲の業務の内容について、一切他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この契約に用いた資料その他關係資料を第三者のために転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(委託調書等の返還)

第11条 甲は、乙が第5条第2項に規定する期限を履行しないときは、甲が提出した委

託調書等を返還させることができる。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したときは、契約を解除することができる。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第13条 乙は、乙又は社員が暴力団員等から不当介入（不当要求又は委託業務への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（契約外の事項）

第14条 この契約に定めていない事項、この契約に関し疑義が生じたとき又は契約内容に変更の必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を3通作成し、当事者記名押印のうえ各自（甲は群馬県知事に限る）その1通を保管するものとする。

令和7年4月1日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県知事

山本 一太

前橋市上細井町2142-1

群馬県前橋土木事務所長

鈴木 修

渋川市金井395

群馬県渋川土木事務所長

山木 健一

伊勢崎市安堀町247-1

群馬県伊勢崎土木事務所長

角田 隆

高崎市台町4-3

群馬県高崎土木事務所長

本木 秀典

安中市安中3711-1

群馬県安中土木事務所長

箱田 好則

藤岡市下栗須 1 2 4 - 5
群馬県藤岡土木事務所長 高柳 政和

富岡市田島 3 4 3 - 1
群馬県富岡土木事務所長 一倉 史孝

吾妻郡中之条町大字中之条町 7 0 9 - 1
群馬県中之条土木事務所長 木内 弘士

沼田市薄根町 4 4 1 2
群馬県沼田土木事務所長 市川 通利

太田市西本町 6 0 - 2 7
群馬県太田土木事務所長 益満 義博

桐生市相生町二丁目 3 3 1
群馬県桐生土木事務所長 寺内 久夫

館林市栄町 2 3 - 1
群馬県館林土木事務所長 栗原 茂樹

吾妻郡東吾妻町大字原町 5 1 4 2
群馬県上信自動車道建設事務所長 石坂 幸喜

佐波郡玉村町大字上之手 1 8 4 6 - 1
群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

乙 群馬県公共嘱託登記共同受託体

代表者

前橋市鶴光路町 1 9 番地 2

公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

須田 重一

構成員

前橋市本町一丁目 5 番 4 号

一般社団法人群馬県公共嘱託登記司法書士協会

代表理事

大澤 栄一郎

別表

分筆、所有権移転、持分移転、地目変更 その他登記申請を伴うもの	2 5 日
上記以外のもの	1 5 日

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（管理体制）

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

（適正管理）

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び

当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却等)

第9 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則(個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則)が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

(実地検査等)

第11 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

(漏えい等の報告)

第12 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第14 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は委託者を、「乙」は受託者を指す。

令和7年度公共嘱託登記土地家屋調査士業務単価表

1 調査業務 (1) 資料調査

ア. 公簿類	イ. 地図類	ウ. 図面類	エ. 疎明書面
1 筆	1 筆	1 筆	1 件
1,043 円	1,043 円	2,227 円	4,474 円

(2) 現地調査

①現地調査費	単位	単価	遠距離加算額 * 消費税及び地方消費税を含む
分筆に係るもの	1 筆	12,127 円	発注ごとに、発注事務所から現地までの往復の距離が 30km 以上 40km 未満で 250 円を加算、以後 10km ごとに 250 円を加算する。
分筆以外のもの	1 筆	6,234 円	
②事前調査	1 件	32,459 円	
③筆界確認	ア. 多角測量	イ. 復元測量	ウ. 画地調整
(数量)			1 区画 23,106 円
1 点	19,162 円	12,359 円	加算 1 区画ごと 15,347 円
④立会	ア. 民有地境界		イ. 公共用地境界
	作業種別	1 点	作業種別
	A 立会・確認	7,554 円	A ランク 16,314 円
	B 測距・探索	10,138 円	B ランク 54,765 円
	C 特殊作業	12,565 円	C ランク 66,689 円

2 測量業務 (1) 面積測量

地 積	100 m ² 以下	200 m ² 以下	300 m ² 以下	400 m ² 以下
標準単価	43,313 円	54,660 円	63,433 円	70,716 円
地 積	600 m ² 以下	800 m ² 以下	1,000 m ² 以下	2,000 m ² 以下
標準単価	83,170 円	93,495 円	102,639 円	138,644 円
地 積	3,000 m ² 以下	4,000 m ² 以下	5,000 m ² 以下	5,000 m ² を超えて 1,000 m ² 当たり
標準単価	166,243 円	189,496 円	209,986 円	16,032 円

(2) 境界標設置

数量	ア. 境界点測設	イ. 境界標埋設	ウ. 引照点測量
1 点	10,210 円	11,285 円	13,941 円

3. 申請手続業務

種別		単位 (1件当たり)	単価	加算額
表示		1筆	19,851円	1筆増すごとに 12,073円
分筆		2筆まで	24,068円	1筆増すごとに 4,899円
地積の変更・更正		1筆	18,387円	1筆増すごとに 10,509円
地図	図面添付必要	1筆	18,387円	1筆増すごとに 10,509円
訂正	図面添付不要	1筆	6,308円	1筆増すごとに 1,117円
分属表示（2面目から1面につき）		1面	3,035円	
合筆		2筆まで	6,308円	1筆増すごとに 1,117円
地目の変更		1筆	6,308円	
滅失		1筆	6,308円	
所有者の更正		1筆	6,308円	
所有者の表示変更・更正		1筆	6,462円	

4 書類の作成等（現地調査書）

	単位	単価	
分筆に係るもの	1通	4,387円	1筆増すごとに 1,117円
分筆以外のもの	1通	2,243円	

(1) 文書の作成	(2) 謄抄本交付手続及び受領	1通 922円
文案を要するもの 1通 4,899円	(3) 地図の閲覧謄写	1通 922円
文案を要しないもの 1通 2,420円	(4) 原本の複製	1通 922円

5 相談業務

区分	単位	単価	運用	備考
相談	1件	3,613円	現地と公図が一致しない場合の分筆や地図訂正等の方法などの事前相談に適用する。	1件ごとに「相談票」を作成し、登記事務委託調書に添付しておくこと。

（注1）この単価には、遠距離加算額を除き、消費税及び地方消費税は含まれていない。

（注2）現地調査書の加算については、1嘱託書で2筆以上嘱託する場合の連記分筆に限るものとし、2筆目から5筆目までを1筆増すごとに加算するものとする。

（注3）現地調査費及び現地調査書については、分筆に係るものと分筆以外のものに区分した。

令和7年度公共嘱託登記司法書士業務単価表

種 別	単 位	単 価
I. 登記に関する申請の手続き		
1 所有権保存	1 件	10,896 円
2 相続	1 件	25,493 円
3 所有権移転	1 件	19,761 円
4 用益権、担保権の設定	1 件	16,315 円
5 用益権、担保権の移転又は処分	1 件	13,377 円
6 登記名義人の表示変更・更正	1 件	6,464 円
7 抹消、変更、その他		
① 所有権の登記	1 件	14,537 円
② 所有権以外の登記	1 件	7,235 円
II. 書類の作成その他		
1. 文案を要するもの (民法第903条の特別受益証明書等)		
① 正 本	1 枚	4,778 円
② その他	1 枚	449 円
2. 文案を要しないもの (共同担保目録のみの作成等)	1 枚	923 円
3. 謄抄本・登記事項証明書・登記要約書 又は印鑑証明書の請求及び受領(委任 状作成を含む。)	1 通	923 円
4. 登記簿閲覧(登記の申請手続の代理又 は申請書類の作成若しくは申請行為の 代理に関する場合を除く。)	1 用紙	923 円
5. 裁判所等に提出する書類の作成	1 事件	20,429 円
III. 加算		
不動産の個数が1個を超える分について	1 個	923 円
IV. 相談		
	1 件	3,613 円

(注) この単価には、消費税及び地方消費税は含まれていない。

(用) 土 晝 語
書 記
務 事 記 録

担当者名

[illegible]

注1 確認年月日は委託業務に係る登記事項証明書等を受領した日を記入する。

注2 委託契約書第5条2項(3)、(4)の不備書類等の補完期間、登記所の都合による遅延期間がある場合には、欄外にその日を記入する。

注3 遠距離加算については、税込価格とし、発注ごとに、事務所所在地から現地基地までの往復距離が30km以上40km未満の場合に250円を加算し、以後10kmごとに250円を加算する。

注4 現地調査書に係る連記分筆加算については、1囑託書で2筆以上囑託する場合、2筆目から5筆目まで1筆増すごとに1,117円を加算する。

注5 現地調査書及び現地調査費単価については、分筆に係るものと分筆以外のものに区分されるので留意すること。

注6 土地売買契約締結前に現地と公図が不一致の場合における分筆方法等について相談を行った場合には、一件ごとに相談件名表に相談件名を記載すること。

注7 単位価値は、遠距離加算を除き、税抜価格。

[illegible]

別記様式1

土木事務所

担当者名

[illegible][illegible][illegible]

第1	確定年月日は委託業務に係る登記事項証明書を受理した日を記入する	額	24,294	0,294
----	---------------------------------	---	--------	-------

注3 遠距離加算については、税込価格とし、発注ごとに、事務所所在基点から現地基点までの往復距離が30km以上40km未満の場合に250円を加算し、以後10kmごとに

注4 現地調査に係る連記分筆加算については、1嘱託書で2筆以上嘱託する場合、2筆目から5筆目まで1筆増すごとに1,117円を加算する。

注6 土地売買契約締結前に現地と公図が不一致の場合等について相談を行った場合には、一件につき

注① 単価は、遠距離加算を除き、税抜価格。

[illegible]

別記様式2

受 託 事 務 連 絡 票						
年 月 日						
受託者	司法書士 土地家屋調査士		電話			
受託取扱者						
連 絡 事 項						
種 別		本籍又は住所	氏 名	委 託 調 書		
				市 町 村	整理番号	受託番号
不 足 ・ 不 備	改正原戸籍 謄本					
	戸籍謄本					
	戸籍の附票					
	除籍謄本					
	住民票謄本					
	不在籍証明					
	抵当権消滅承 諾書					
	遺産分割協議 証明書等					
	登記承諾書					
	登記原因証明 情報					
	印鑑証明書					
	実測平面図					
備 考						

【公共嘱託登記業務単価表の運用について】

○土地家屋調査士業務

「共通事項」

- 1 この単価表は、土地の表示に関する調査及び登記事務委託に適用する。
- 2 登記に関する嘱託手続に必要な書類については、原則として委託者において収集するものとし、交付又は貸与するものとする。
- 3 単価には、法務局等における調査（調査費）及び旅費を含む。
- 4 現地調査の費用については、「1 調査業務（2）現地調査 ①現地調査費」の単価を適用し、分筆に係るものと分筆以外に区分するものとする。なお、発注ごとに発注元の事務所所在基点から現地基点までの往復の距離が30km以上40km未満の場合には250円（税込）を加算し、以後10kmごとに250円（税込）を加算する。
- 5 現地調査書の作成については、「4 書類の作成等 現地調査書」の単価を適用し、分筆に係るものと分筆以外に区分するものとする。なお、1嘱託書で2筆以上嘱託する場合の連記分筆に係る現地調査書については、2筆目から5筆目までを1筆増すごとに1,117円加算する。
- 6 分属表示について、地積測量図等の分属表示を要した場合は、2面目から1面につき3,035円とする。
- 7 分筆と一嘱託書で処理可能な地積変更・更正については、地積更正の加算額で処理するものとする。
- 8 分筆登記に伴う亡失した用地境界杭の復元については、復元する杭（標識）の種類に関係なく、測量費用も含め、業務単価表中の「1 調査業務（2）現地調査③筆界確認イ復元測量」単価を使用するものとする。この場合、亡失した杭の場所を写真撮影し、実測図に亡失した杭を明示するとともに、確認した職員等の氏名を記入し、委託料支払いに係る登記事務委託調書（地図訂正用）に添付しておくものとする。
- 9 登記嘱託業務完了確認のための登記事項証明書等の交付及び受領については、当該登記嘱託業務単価に含まれるものとする。
- 10 登記嘱託業務の完了確認は、原則としてそれぞれの業務に応じて、買収地又は買収地の元地番の登記事項証明書によって行うものとする。ただし、登記事項証明書以外の書類で確認できる場合はこの限りではない。
- 11 この表に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別に定めるものとする。

「個別事項」

区 分	単 位	単 価	運 用	備 考
表 示	1筆	19,851円	①登記記録の表題部に登記されていない未登記の土地について初めてする登記に適用する。 ②1嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に12,073円を加算する。 但し、1嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。 ③地積測量図の分属表示を要した場合は、2面目から1面につき3,035円とする。	嘱託書の作成、地積測量図、土地所在図等の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
分 筆	2筆まで	24,068円	①1筆の土地を2個以上に分割し2筆以上の土地とする登記について適用する。 ②1筆の土地を3個以上に分割する場合は、（分筆後の筆数－2）×4,899円とする。 ③地積測量図の分属表示を要した場合は、2面目から1面につき3,035円とする。	嘱託書の作成、地積測量図、土地所在図等の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
地積の変更・更正	1筆	18,387円	①登記記録の表題部に記載されている地積が、当初から実際の地積と異なっている場合又は、土地の一部が流出等によって地積に変動を生じた場合について適用する。 ②1嘱託書で2筆以上の嘱託をする場合は、1筆増す毎に10,509円を加算する。 但し、1嘱託書には5筆まで記載出来るものとする。 ③地積測量図の分属表示を要した場合は、2面目から1面につき3,035円とする。	・嘱託書の作成、地積測量図、土地所在図等の作成、申請、受領の代理を行うものとする。 ・分筆と一嘱託書で処理可能な地積変更・更正については、地積更正の加算額で処理するものとする。

区 分	単 位	単 価	運 用	備 考
地図訂正	1 筆	①図面添付を要するもの 18,387 円 加 算 額 10,509 円 ②図面添付が不要のもの 6,308 円 加算額 1,117 円	①登記所備付地図（公図）が実際の地形又は地番と相違している場合に、地図（公図）に関する訂正申出について適用する。 ②1 嘱託書で 2 筆以上の嘱託をする場合は、1 筆増す毎に左記加算額をそれぞれ加算する。 但し、1 嘱託書には 5 筆まで記載出来るものとする。	申請書の作成、土地所在図等の作成、申出、受領の代理を行うものとする。
合 筆	2 筆まで	6,308 円	①2 筆以上の土地を合筆し、1 筆の土地にする登記に適用する。 ②3 筆以上の土地を合筆する場合は、1 筆増す毎に 1,117 円を加算する。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
地目の変更	1 筆	6,308 円	①登記記録表題部に記載されている地目に変更を生じた場合の変更の登記に適用する。 ②1 嘱託書で 2 筆以上の嘱託をする場合は、1 筆増す毎に 1,117 円を加算する。但し、1 嘱託書には 5 筆まで記載出来るものとする。 ③現地調査費は、1 嘱託書に 5 筆までを記載した場合でも、6,234 円とする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
滅 失	1 筆	6,308 円	①土地が滅失したことを登記記録上明らかにして、その登記用紙を閉鎖するためにされる登記に適用される。 ②1 嘱託書で 2 筆以上の嘱託をする場合は、1 筆増す毎に 1,117 円を加算する。但し、1 嘱託書には 5 筆まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
所有者の更正	1 筆	6,308 円	①登記記録の表題部に記載されている所有者を更正する場合の登記に適用する。 ②1 嘱託書で 2 筆以上の嘱託をする場合は、1 筆増す毎に 1,117 円を加算する。但し、1 嘱託書には 5 筆まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
所有者の表示変更・更正	1 筆	6,462 円	①登記記録の表題部に記載されている所有者の表示（住所等）を変更や更正する場合の登記に適用する。 ②1 嘱託書で 2 筆以上の嘱託をする場合は、1 筆増す毎に 1,117 円を加算する。但し、1 嘱託書には 5 筆まで記載出来るものとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
相 談	1 件	3,613 円	①現地と公図が一致しない場合の分筆や地図訂正等の方法などの事前相談に適用する。	1 件ごとに「相談票」を作成し、登記事務委託調書に添付しておくこと。

○司法書士業務

「共通事項」

- 1 この単価表は、不動産の権利に関する調査及び登記事務委託に適用する。
- 2 登記に関する嘱託手続に必要な書類については、原則として委託者において収集するものとし、交付又は貸与するものとする。
- 3 単価には、法務局等における調査（調査費）及び旅費等を含む。
- 4 「1件」とは、不動産1個を基準とした嘱託の場合をいい、登記の目的、権利者、義務者、原因及び日付等が同一の場合をいう。
又、「1通」とは、謄抄本の交付等について、請求及び受領行為を一連のものとしてとらえ、その1通あたりの単価で「1用紙」とは、不動産の場合は1個、商業又は法人の場合は1法人のことを言う。
- 5 不動産の個数が5個を超えるときは、発注者、受注者双方において協議し、不動産の個数を5個までを1申請とすることができる。
- 6 「Ⅰ.登記に関する申請の手続」の各申請は、不動産の個数が1個を超える分について923円を加算する。
- 7 「Ⅱ.書類の作成その他」は、これを単独で委託する場合に適用する。
- 8 承継登記（会社、宗教法人、市町村等）については、所有権移転登記の単価を適用する。
- 9 登記嘱託業務完了確認のための登記事項証明書等の交付及び受領については、当該登記嘱託業務単価に含まれるものとする。
- 10 登記嘱託業務の完了確認は、原則としてそれぞれの業務に応じて、買収地又は買収地の元地番の登記事項証明書によって行うものとする。ただし、登記事項証明書以外の書類で確認できる場合はこの限りではない。
- 11 この表に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別に定めるものとする。

「個別事項」

区 分	単 位	単 価	運 用	備 考
所有権保存	1 件	10,896 円	①登記簿甲区欄に初めてする登記に適用する。 ②1嘱託書で2個(筆)以上の嘱託をする場合は、1個(筆)増す毎に923円を加算する。 但し、1嘱託書に記載する不動産は5個(筆)までとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
相 続	1 件	25,493 円	①相続を原因とする所有権移転及び所有権保存登記に適用する。 ②1嘱託書で2個(筆)以上の嘱託をする場合は、1個(筆)増す毎に923円を加算する。 但し、1嘱託書に記載する不動産は5個(筆)までとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
所有権移転	1 件	19,761 円	①「売買」、「贈与」、「寄付」、「共有持分の一部移転」等の原因により所有権の移転をする登記に適用する。 ②1嘱託書で2個(筆)以上の嘱託をする場合は、1個(筆)増す毎に923円を加算する。 但し、1嘱託書に記載する不動産は5個(筆)までとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。

区 分	単 位	単 価	運 用	備 考
用益権、担保権 の設定	1 件	16,315 円	①「地上権(区分地上権)」、「地役権」の設定等の設定登記に適用する。 ② 1 嘱託書で 2 個(筆)以上の嘱託をする場合は、1 個(筆)増す毎に 923 円を加算する。 但し、1 嘱託書に記載する不動産は 5 個(筆)までとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
用益権、担保権 の移転又は処分	1 件	13,377 円	①「地上権(区分地上権)」、「地役権」の移転又は処分の登記に適用する。 ② 1 嘱託書で 2 個(筆)以上の嘱託をする場合は、1 個(筆)増す毎に 923 円を加算する。 但し、1 嘱託書に記載する不動産は 5 個(筆)までとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
登記名義人の表示 変更・更正	1 件	6,464 円	①登記名義人の表示(住所、氏名等)に変更が生じた場合の変更の登記及び最初から登記簿の表示に錯誤又は遺漏がある場合の更正の登記に適用する。 ② 1 嘱託書で 2 個(筆)以上の嘱託をする場合は、1 個(筆)増す毎に 923 円を加算する。 但し、1 嘱託書に記載する不動産は 5 個(筆)までとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
抹消、変更、 その他 ①所有権の登記 ②所有権以外の 登記	1 件 1 件	14,537 円 7,235 円	①抵当権の抹消、所有権の抹消、抵当権の順位の変更等、土地に関する権利の抹消や変更の登記に適用する。 ②抹消回復、滅失回復登記についても適用する。 ③ 1 嘱託書で 2 個(筆)以上の嘱託をする場合は、1 個(筆)増す毎に 923 円を加算する。 但し、1 嘱託書に記載する不動産は 5 個(筆)までとする。	嘱託書の作成、申請、受領の代理を行うものとする。
裁判所等に提出 する書類の作成	1 事件	20,429 円	①裁判所に申し立てる財産管理人選任の申立書作成等の手続について適用する。	
相 談	1 件	3,613 円	①契約締結前の相続関係図や法定相続持分の確認、成年後見制度などの事前相談について適用する。	1 件ごとに「相談票」を作成し、登記事務委託調書に添付しておくこと。

登 記 業 務 相 談 票

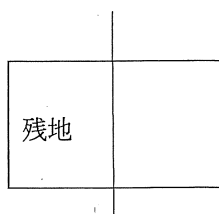
相談年月日	年 月 日
相談件名	
相談内容	
相談先	
相談者 (職・氏名)	
相談結果	
備 考	

「委託料算定例」

※価格は、遠距離加算額を除き、すべて税抜き

<分筆>

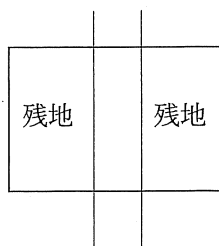
1. 1筆が2筆になる場合



$$\begin{array}{rclclcl} \text{基本額} & & \text{現地調査費} & & \text{現地調査書} & & \\ 24,068 \text{ 円} & + & 12,127 \text{ 円} & + & 4,387 \text{ 円} & = & 40,582 \text{ 円} \end{array}$$

* 現地調査費及び現地調査書について、分筆に係るものと分筆以外の単価に区分

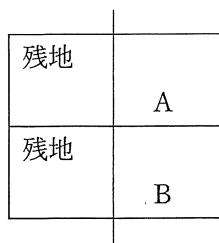
2. 1筆が3筆になる場合



$$\begin{array}{rclclcl} \text{基本額} & & \text{分筆加算} & & \text{現地調査費} & & \\ 24,068 \text{ 円} & + & (3-2) \times 4,899 \text{ 円} & + & 12,127 \text{ 円} & & \end{array}$$

$$\begin{array}{rclclcl} & & \text{現地調査書} & & & & \\ & & + 4,387 \text{ 円} & = & 45,481 \text{ 円} & & \end{array}$$

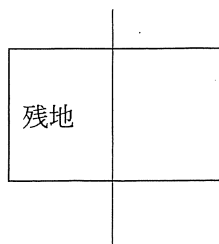
3. 同一場所の2筆がそれぞれ2筆になる場合



$$\begin{array}{rclclcl} \text{A の分筆} & & & & & & \\ \text{基本額} & & \text{現地調査費} & & \text{現地調査書} & & \\ 24,068 \text{ 円} & + & 12,127 \text{ 円} & + & 4,387 \text{ 円} & = & 40,582 \text{ 円} \\ \text{B の分筆} & & & & & & \\ \text{基本額} & & \text{現地調査費} & & \text{連記分筆加算} & & \\ 24,068 \text{ 円} & + & 12,127 \text{ 円} & + & 1,117 \text{ 円} & = & 37,312 \text{ 円} \end{array}$$

* 1 嘱託書で2筆以上嘱託する場合の連記分筆に係る現地調査書については、2筆目から5筆目までを1筆増すごとに1,117円加算する。

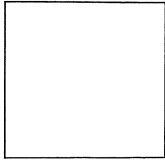
4. 地積測量図の分属表示があった場合



$$\begin{array}{rclclcl} & & \text{2面となる場合} & & & & \\ \text{基本額} & & \text{分属表示加算 (1面)} & & & & \\ 24,068 \text{ 円} & + & 3,035 \text{ 円} & & & & \\ & & \text{現地調査費} & & \text{現地調査書} & & \\ & + & 12,127 \text{ 円} & + & 4,387 \text{ 円} & = & 43,617 \text{ 円} \end{array}$$

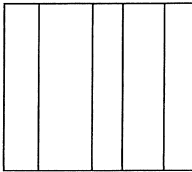
<地目変更>

5. 1筆の地目変更の場合



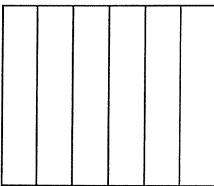
基本額	現地調査費	現地調査書	
6,308 円	+	6,234 円	+
		2,243 円	=
14,785 円			

6. 連担した5筆までの地目変更の場合



基本額	加算額	
6,308 円	+	1,117 円 x 4 筆
	現地調査費	現地調査書
	+	6,234 円
	+	2,243 円
	=	19,253 円

7. 連担した6筆以上の地目変更の場合



(1) 5筆までは1嘱託とする。

基本額	加算額	
6,308 円	+	1,117 円 x 4 筆
	現地調査費	現地調査書
	+	6,234 円
	+	2,243 円
	=	19,253 円

(2) 6筆目からは別の嘱託となる。

基本額	現地調査費	現地調査書	
6,308 円	+	6,234 円	+
		2,243 円	=
14,785 円			
計 34,038 円			

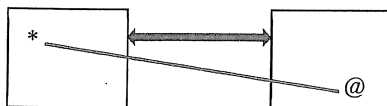
<現地調査費>

8. 遠距離加算額についての取扱い

※ 発注ごとに、発注元の事務所（基点）から現地（基点）までの往復の距離が 30km 以上 40km 未満の場合、250 円（税込）を加算する。以後 10km ごとに 250 円（税込）を加算する。

～30km 未満：0 円、30km 以上～40km 未満：250 円、40km 以上～50km 未満：500 円…

(1) 前橋土木事務所～現地(鼻毛石)



実際の距離：28km

基点間の距離：22km

⇒22km のため加算 0 円

(2) 藤岡土木事務所～現地(檜原)



実際の距離：110km

基点間の距離：102km

⇒102km のため加算 2,000 円

凡例：* 現地、@ 土木事務所、—— * ～ @ 間距離、↔ 基点間距離、□内は基点